

# 令和4年度総会議案

日 時：令和4年5月24日（火）午後3時半～4時半

場 所：BURLEY's CLUB（バーリーズクラブ）

議案第1号 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について

議案第2号 役員改選について

議案第3号 令和3年度事業報告及び収支決算の承認について

議案第4号 令和4年度事業計画案及び収支予算案の承認について

議案第5号 会長への委任事項について

議案第6号 特別会員の入会について



大館北秋田地域林業成長産業化協議会

## 議案第 1 号

大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について

## 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約 改正のポイント

### ◎改正の概要

「林業成長産業化地域創出モデル事業」の終了や対象地域の変更を踏まえ、組織の運営体制を全面的に変更するため規約を改正するもの。

#### ○主な改正内容（抜粋）

（地域）第3条

- ・ 2市1村（大館市・北秋田市・上小阿仁村） ⇒ 1市（大館市）

（組織）第5条 **新設**

- ・ 会員の入会、会員の区分・権利、アドバイザー明記、特別会員等に関する事項を設定

（会費）第6条 **新設**

- ・ 会費の徴収に関する事項を設定

（退会）第7条 **新設**

- ・ 退会手続きに関する事項を新設

（役員）第8条

- ・ 役員構成に「幹事」を追加
- ・ 役員任期を「5年」から「3年」に変更

（総会）第9条

- ・ 書面または電磁的記録による表決に関する事項を追加

（幹事会）第10条

- ・ ワーキンググループまたはプロジェクトチームの設置に関する事項を追加
- ・ 書面または電磁的記録による表決に関する事項を追加

（連絡会議）第11条

- ・ 「部会（前年度までの“全体部会”）」 ⇒ 「連絡会議」の開催に関する内容に変更

（WG・PT）第12条 **新設**

- ・ WGまたはPTに関する事項を設定

（事務局）第14条

- ・ 事務局次長（課長補佐級）、事務長（係長級）、事務員（主査以下）を追加

## 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 この会は、大館北秋田地域林業成長産業化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、森林資源の「循環の輪」の創造を目指し、地域の充実した森林資源の最大活用と資源循環の確立をもって林業成長産業化を実現することを目的とする。

（地域）

第3条 協議会において地域とは、大館市（以下「市」という。）をいう。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 協議会の組織及び運営
- （2） 林業成長産業化の実現に向けた事業の実施
- （3） （2）のために必要な研究および調査の実施
- （4） （2）の進捗管理

（組織）

第5条 協議会の会員は、本規約を承認のうえ、所定の様式により参加の手続きをし、第10条に定める幹事会の入会審査を経て幹事会が登録を承認した者をいう。

2 会員は、次の各号のいずれかをいい、それぞれ当該各号に定める権利を有するものとする。

- （1） 一般会員 第9条の総会の議決権、協議会活動への参加、協議会からの情報提供
- （2） オブザーバー 協議会活動への参加、協議会からの情報提供

3 協議会にアドバイザーを置き、秋田県立大学木材高度加工研究所をもって充てる。

4 第8条に定める会長が特に入会させることが必要と認める者は、第9条に定める総会の承認をもって、特別会員として入会させることができる。なお、当該特別会員に与える権利についても併せて総会の承認を得るものとする。

（会費）

第6条 会員の会費は無料とする。ただし、特定の経費が発生する場合にあって、次のいずれかに該当する場合はこのほかではない。

- （1） 第9条の総会において承認を得られる場合
- （2） 会費を徴収することについて個別に承諾を得られる場合

2 前項において会費を徴収できるのは前条第2項第1号の会員とする。

(退会)

第7条 会員は、事務局への退会届の提出により退会することができる。なお、協議会の存続期間中、途中で退会する場合でも、前条に定める会費の返還は行わないものとする。

(役員)

第8条 協議会に役員として会長1名、副会長1名、幹事10名以内、会計監事2名を置く。

2 会長、副会長、幹事、会計監事は会員の互選とする。

3 役員任期は最大3年とし、再任を妨げない。ただし、その間に役員交代があった場合は、後任の者をもってその任に充て、任期は前任者の残任期間とする。

4 会長は協議会を代表し、会務を処理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 幹事は、次条に規定する総会への報告事項及び議案等を作成する。

7 会計監事は、財産及び会務執行状況を監査する。

(総会)

第9条 通常総会は年1回開催とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は会員の過半数の出席で成立する。

4 総会の議決は、出席会員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長が決する。

5 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

6 会長が特に必要と認める場合、会員に対し、総会決議事項について書面または電磁的記録により表決を求めることができる。

(幹事会)

第10条 第4条の事業を実施するため、協議会に幹事会を設置し、幹事長を置くものとする。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。

3 幹事長は、市産業部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 前条に規定する総会の協議事項等を整理し、総会への報告事項及び議案等を作成すること。

(2) 協議会の円滑な運営を促すこと並びに会務の調整を行うこと。

6 幹事会は、必要に応じて協議会活動目的のため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）またはプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置できるものとする。

7 幹事長が特に必要と認める場合、会員に対し、幹事会決議事項について書面または電磁

的記録により承認を求めることができる。

- 8 幹事が幹事会に出席したときは、費用弁償として出席1回につき3千円を支給する。ただし、同じ日に2以上の職務に従事しても、重複して支給しない。
- 9 幹事会は、必要に応じて外部の専門家等に出席を求め、意見等を聞くことができる。

(連絡会議)

第11条 第4条の事業に関する進捗管理や協議を行うため、必要があるときは、連絡会議を開催することができる。

- 2 連絡会議は、第14条第2項の事務局長が指名する会員を招集する。
- 3 連絡会議は、必要に応じて外部の専門家等に出席を求め、意見等を聞くことができる。

(WG・PT)

第12条 第10条第6項により設置されたWGまたはPTについては、第4条の事業に関する課題整理や事業等を行うものとする。

(会計)

第13条 協議会の経費は、市費、補助金及びその他収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 3 予算成立までの経費について、前年度繰越金と市費をもって充てるため、協議会は市予算の範囲内で概算払い請求ができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、市産業部林政課内に事務局を置く。

- 2 事務局長は、市産業部林政課長の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局次長は、市産業部林政課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 4 事務長は、市産業部林政課係長の職にある者をもって充てる。
- 5 事務員は、市産業部林政課主査以下の職員をもってこれに充てる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成29年10月11日から施行する。
- 2 この規約施行後最初の会計年度は、平成29年10月11日から平成30年3月31日までとする。

附 則

議案第1号 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について

(施行期日等)

- 1 この規約は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、令和4年〇月〇日から施行する。

議案第1号 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について（新旧対照表）

<改正後>

<改正前>

<p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、<u>森林資源の「循環の輪」の創造を目指し、地域の充実した森林資源の最大活用と資源循環の確立をもって林業成長産業化を実現することを目的とする。</u></p> <p>(地域) 第3条 協議会において地域とは、<u>大館市(以下「市」という。)</u>をいう。</p> <p>(事業) 第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>林業成長産業化の実現に向けた事業の実施</u></p> <p>(3) <u>(2)のために必要な研究および調査の実施</u></p> <p>(4) <u>(2)の進捗管理</u></p> <p>(組織) 第5条 協議会の会員は、本規約を承認のうえ、<u>所定の様式により参加の手続きをし、第10条に定める幹事会の入会審査を経て幹事会が登録を承認した者をいう。</u></p> <p><u>2 会員は、次の各号のいずれかをいい、それぞれ当該各号に定める権利を有するものとする。</u></p> <p>(1) <u>一般会員 第9条の総会の議決権、協議会活動への参加、協議会からの情報提供</u></p> <p>(2) <u>オブザーバー 協議会活動への参加、協議会からの情報提</u></p>	<p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、<u>林業成長産業化地域構想(以下「地域構想」という。)</u>に基づき、「循環の輪」の創造を目指し、地域の充実した森林資源の最大活用と資源循環の確立をもって林業成長産業化を実現することを目的とする。</p> <p>(地域) 第3条 協議会において地域とは、<u>大館市、北秋田市及び上小阿仁村</u>をいう。</p> <p>(事業) 第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域構想に掲げる各重点プロジェクトの進捗管理</u></p> <p>(3) <u>各重点プロジェクトを円滑に達成するために必要な事業</u></p> <p>(4) <u>(新設)</u></p> <p>(組織) 第5条 <u>(新設)</u></p>
---	---

議案第1号 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について（新旧対照表）

<改正後>

<改正前>

<p><u>供</u></p> <p><u>3 協議会にアドバイザーを置き、秋田県立大学木材高度加工研究所をもって充てる。</u></p> <p><u>4 第8条に定める会長が特に入会させることが必要と認める者は、第9条に定める総会の承認をもって、特別会員として入会させることができる。なお、当該特別会員に与える権利についても併せて総会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(会費) 第6条 <u>会員の会費は無料とする。ただし、特定の経費が発生する場合にあって、次のいずれかに該当する場合はこのほかではない。</u></p> <p>(1) <u>第9条の総会において承認を得られる場合</u></p> <p>(2) <u>会費を徴収することについて個別に承諾を得られる場合</u></p> <p><u>2 前項において会費を徴収できるのは前条第2項第1号の会員とする。</u></p> <p>(退会) 第7条 <u>会員は、事務局への退会届の提出により退会することができる。なお、協議会の存続期間中、途中で退会する場合でも、前条に定める会費の返還は行わないものとする。</u></p> <p>(役員) 第8条 <u>協議会に役員として会長1名、副会長1名、幹事10名以内、会計監事2名を置く。</u></p> <p>2 <u>会長、副会長、幹事、会計監事は会員の互選とする。</u></p> <p>3 <u>役員の任期は最大3年とし、再任を妨げない。ただし、その間</u></p>	<p>(会費) 第6条 <u>(新設)</u></p> <p>(退会) 第7条 <u>(新設)</u></p> <p>(役員) 第6条 <u>協議会に役員として会長1名、副会長2名、監事2名を置く。</u></p> <p>2 <u>会長、副会長、監事は会員の互選とする。</u></p> <p>3 <u>役員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、その間に役</u></p>
--	--

議案第1号 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について（新旧対照表）

<改正後>

<改正前>

<p>に役員交代があった場合は、後任の者をもってその任に充て、任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 幹事は、次条に規定する総会への報告事項及び議案等を作成する。</p> <p>7 会計監事は、財産及び会務執行状況を監査する。</p> <p>(総会) 第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>6 会長が特に必要と認める場合、会員に対し、総会決議事項について書面または電磁的記録により表決を求めることができる。</p> <p>(幹事会) 第10条 (略)</p> <p>2 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。</p> <p>3 幹事長は、市産業部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>員の所属する団体の職務の交替があった場合は、後任の者をもってその任に充て、任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (新設)</p> <p>7 監事は、財産及び会務執行状況を監査する。</p> <p>(総会) 第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (新設)</p> <p>6 (新設)</p> <p>(幹事会) 第8条 (略)</p> <p>2 幹事会は、市村の職員及び次条第1項各号に掲げる部会の実務担当者で構成する。</p> <p>3 幹事長は、大館市産業部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 (新設)</p> <p>5 (略)</p>
---	---

議案第1号 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について（新旧対照表）

<改正後>

<改正前>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 協議会の円滑な運営を促すこと並びに会務の調整を行うこと。</p> <p>6 幹事会は、必要に応じて協議会活動目的のため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）またはプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置できるものとする。</p> <p>7 幹事長が特に必要と認める場合、会員に対し、幹事会決議事項について書面または電磁的記録により承認を求めることができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(連絡会議) 第11条 第4条の事業に関する進捗管理や協議を行うため、必要があるときは、連絡会議を開催することができる。</p> <p>2 連絡会議は、第14条第2項の事務局長が指名する会員を招集する。</p> <p>3 連絡会議は、必要に応じて外部の専門家等に出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(WG・PT) 第12条 第10条第6項により設置されたWGまたはPTについては、第4条の事業に関する課題整理や事業等を</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条第1項各号に掲げる部会の協議事項等を整理し、部会の円滑な運営を促すこと並びに部会間の調整及び集約を行うこと。</p> <p>6 (新設)</p> <p>7 (新設)</p> <p>8 (略)</p> <p>(部会) 第9条 地域構想の重点プロジェクトの課題等を協議するため、協議会に次の各号に掲げる部会を設置し、それぞれ当該各号に定める事項を所掌する。</p> <p>(1)～(4) (削除)</p> <p>2 各部会に部会長1名、副部会長2名以内を置く。</p> <p>3 各部会にアドバイザーを置くことができる。</p> <p>4～6 (削除)</p> <p>(WG・PT) 第12条 (新設)</p>
---	---

議案第1号 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について（新旧対照表）

<改正後>

<改正前>

<p><u>行うものとする。</u></p> <p>(会計) 第<u>13</u>条 協議会の経費は、市費、補助金及びその他収入をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予算成立までの経費について、前年度繰越金と市費をもって充てるため、協議会は市予算の範囲内で概算払い請求ができる。</p> <p>(事務局) 第<u>14</u>条 協議会の事務を処理するため、市産業部林政課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局長は、市産業部林政課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 事務局次長は、市産業部林政課長補佐の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 事務長は、市産業部林政課係長の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 事務員は、市産業部林政課主査以下の職員をもってこれに充てる。</p> <p>(委任) 第<u>15</u>条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この規約は、平成29年10月11日から施行する。</p> <p>2 この規約施行後最初の会計年度は、平成29年10月11日か</p>	<p>(会計) 第<u>10</u>条 協議会の経費は、市<u>村</u>会費、補助金及びその他収入をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予算成立までの経費について、前年度繰越金と市<u>村</u>会費をもって充てるため、協議会は各<u>市村</u>予算の範囲内で概算払い請求ができる。</p> <p>(事務局) 第<u>11</u>条 協議会の事務を処理するため、<u>大館</u>市産業部林政課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局長は、<u>大館</u>市産業部林政課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 <u>(新設)</u></p> <p>4 <u>(新設)</u></p> <p>5 事務局員は、市<u>村</u>職員をもってこれに充てる。</p> <p>(委任) 第<u>12</u>条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この規約は、平成29年10月11日から施行する。</p> <p>2 この規約施行後最初の会計年度は、平成29年10月11日か</p>
--	---

議案第1号 大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約の改正について（新旧対照表）

<改正後>

<改正前>

<p>ら平成30年3月31日までとする。</p> <p>附則 この規約は、令和元年5月27日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、令和2年5月29日から施行する。</p> <p>附則 <u>この規約は、令和4年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>ら平成30年3月31日までとする。</p> <p>附則 この規約は、令和元年5月27日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、令和2年5月29日から施行する。</p> <p>附則 <u>(新設)</u></p>
---	--

議案第 2 号

役員の改選について

## 大館北秋田地域林業成長産業化協議会 役員

## 会 長（1名）

氏 名	役 職 名
福原 淳嗣	大館市長

## 副会長（1名）

氏 名	役 職 名
畠山 清志	大館北秋田森林組合 代表理事組合長

## 幹事（10名以内）

氏 名	役 職 名
普津澤 正行	大館北秋田森林組合 参事
伊東 毅	(有)伊東農園 代表取締役
島崎 祐男	(株)石川組 代表取締役社長
沓澤 一英	(株)沓澤製材所 代表取締役
鈴木 稔	二ツ井パネル(株) 代表取締役
藤島 勉	古河林業(株) 秋田工場長
都 岩男	北秋容器(株) 代表取締役
淡中 克己	物林(株) 代表取締役社長

## 会計監事（2名）

氏 名	役 職 名
黒澤 良勝	秋田県山林種苗協同組合 北秋田支部長
阿部 昌宏	大館北秋田森林組合 森林整備課長

## 議案第 3 号

令和 3 年度事業報告及び収支決算の承認について

## 令和3年度 事業報告書

## I 協議会の事業活動等の概況に関する事項

## 1. 主要な事業内容、事業の経過及びその成果

<ソフト対策>

○平成29年度に作成した「大館北秋田地域林業成長産業化に向けたロードマップ」に基づく取り組みの推進、進捗管理の実施のため、「秋田県大館北秋田地域 林業成長産業化地域構想推進・進捗管理業務」を委託し、重点プロジェクトの進捗管理、協議会の今後の取り組みに関するアンケート調査の分析、事業説明会での基調講演等を実施した。

○大館北秋田地域の森林資源の循環利用を実行するため、「森林経営及び木材販売に関する協定書」に基づく施業及び木材供給を実施。ウッドショック等の影響による原木不足の中、製材用原木は会員への供給を優先したほか、国有林との民国連携の取り組みとしてシステム販売による協調出荷を行った。

○地域での森林資源を持続的に活用し、エネルギーの地産地消によって地域外への資金流出を防ぎ、地域の活性化・山元への利益還元を目指すため、『「地域内エコシステム」モデル構築事業』の採択を受け、木質バイオマス利用施設導入基準の設定等の取り組みを行った。

○森林所有者向けに会員や取組みを広く周知するパンフレットを作成するため、「森林所有者向けパンフレットデザイン作成業務」を委託し、デザインを作成した。

## 2. 協議会活動等に関する事業

部会間の情報共有、部会毎の進捗管理を行ったほか、県内への大型製材所進出に伴う影響等の調査を目的に宮崎県への視察を実施したほか、スマート林業の普及に向けた下刈作業車実演会を開催した。

①協議会の開催 以下のとおり実施した。※事務局打合せは除く。

## (1) 第8回幹事会

開催日時	令和3年4月30日(金) 14時～15時
会場	大館市役所比内総合支所3階 301会議室
出席者数	27名(うちリモート出席1名)
内容等	・令和2年度事業報告案、収支決算案 ・令和3年度事業計画案、収支予算案

## (2) 令和3年度総会(書面決議)

書面決議日	令和3年5月19日(金)
内容等	【議案】 第1号 令和2年度事業報告・収支決算報告について 第2号 令和3年度事業計画案・収支予算案について

議案第3号 令和3年度事業報告及び収支決算の承認について

(3) 第15回部会

開催日時	令和3年5月21日(金) 14時～16時半
会場	大館市北地区コミュニティセンター 別館2階 多目的室
出席者数	28名
内容等	<p>【協議案件】</p> <p>(1) 持続可能な開発目標：SDGsについて</p> <p>(2) 協議会の今後の取り組みについて</p> <p>(3) 令和3年度の取り組みについて</p> <p>(4) 意見交換(各部会・オブザーバー)</p>

(4) 川中・川下分野における今後の取組検討会議

開催日時	令和3年7月7日(水) 13時半～15時
会場	大館市役所 本庁舎1F 101会議室
出席者数	7名(うちリモート出席1名)
内容等	<p>【協議案件】</p> <p>(1) 地域内エコシステム構築事業について(報告)</p> <p>(2) 林業成長産業化地域の取組状況について(報告)</p> <p>(3) 会員ヒアリング結果の概要と今後の取組について(協議)</p> <p>(4) その他(今後の取組・運営、R3モデル事業ソフト予算追加要望)</p>

(5) 川上分野における今後の取組検討会議

開催日時	令和3年7月12日(月) 10時半～12時
会場	大館市役所 本庁舎4F 401・402会議室
出席者数	6名
内容等	<p>【協議案件】</p> <p>(1) 地域内エコシステム構築事業について(報告)</p> <p>(2) 林業成長産業化地域の取組状況について(報告)</p> <p>(3) 会員ヒアリング結果の概要と今後の取組について(協議)</p> <p>(4) その他(今後の取組・運営、R3モデル事業ソフト予算追加要望)</p>

(6) 第16回部会

開催日時	令和3年10月28日(木) 15時～16時半
会場	大館市役所 4階 401・402会議室
出席者数	26名
内容等	<p>【協議案件】</p> <p>(1) 実施状況報告(協議会、大館市、北秋田市、上小阿仁村)</p> <p>(2) 令和4年度以降の協議会の取り組みについて</p> <p>(3) 意見交換(各部会・オブザーバー)</p>

(7) 第17回部会

開催日時	令和4年2月25日(金) 10時～正午
会場	BURLEY's CLUB (バーリーズクラブ)
出席者数	36名(うちリモート出席5名)
内容等	<b>【協議案件】</b> (1) 各市村説明(令和3年度事業・令和4年度主要事業) (2) 協議会説明(令和3年度事業・令和4年度以降について) (3) 意見交換(各部会・オブザーバー)

②調査・研究の実施、研修会等の開催

会員の林業経営・林業技術の向上、ロードマップの推進に資する先進事例の調査等のため開催・参加したものである。内容は以下のとおり。

(1) RINSEIKYOセミナー

開催日時	令和3年7月12日(月) 13時半～14時40分
会場	大館市役所本庁舎4階401・402会議室
出席者数	20名
内容等	<b>【講座1】『森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の改正に伴う対応について』</b> 講師：秋田県北秋田地域振興局 農林部森づくり推進課森林整備第一班長 千葉 智 氏 <b>【講座2】『森林経営管理制度について』</b> 講師：大館市産業部林政課森林整備係 主査 安保 貴洋 氏 <b>【講座3】『林地台帳制度について』</b> 講師：大館市産業部林政課森林整備係 地域林政アドバイザー 仲谷 寿敬 氏

(2) 宮崎県西都市・木城町・日向市・都城市出張

出張日程	令和3年9月27日(月)～9月29日(水)
出張者	・総務部会 副部会長 物林(株) 資材グループ長 田口 慎二 氏 ・事務局 大館市産業部林政課 千葉 泰生
視察先	<9月27日(月)> ※移動日 <9月28日(火)> ①(株)松岡林産 訪問・意見交換(西都市) ②木城林産(株) 訪問・意見交換(木城町) ③中国木材(株)日向工場 訪問・意見交換(日向市) <9月29日(水)> ④木脇産業(株) 訪問・意見交換(都城市)

議案第3号 令和3年度事業報告及び収支決算の承認について

(3) 「秋田産業サポータークラブ 第16回新エネルギー地産地消WG」への参加

開催日時	令和3年10月18日(月) 16時～18時
会場	オンライン(Zoomミーティング)
内容等	<p>「秋田産業サポータークラブ 新エネルギー地産地消WG」よりWGへの参加依頼があり、協議会の取組紹介を行った。</p> <p><b>【WG案件】</b></p> <p>○「ロータリー式バイナリー発電(低温温泉熱バイナリー発電機)」 講師：株式会社ダ・ビンチ 東 謙治 氏</p> <p>○「大館北秋田地域林業成長産業化協議会」紹介 説明者：事務局 大館市産業部林政課 千葉 泰生</p> <p>○小水力発電中間報告 報告者：WGメンバー 遠藤 八郎 氏</p> <p>○意見交換</p>

(4) 林内下刈作業車実演会

開催日時	令和3年10月20日(水) 10時半～正午、14時～15時半
会場	大館市花岡町字繫沢 地内 大館市有林
出席者数	午前の部：13名、午後の部：10名、計23名
内容等	<p>内容：林内下刈作業車(山もつとモット)の説明及び実演</p> <p>説明者：株式会社筑水キャニコム(業務委託)</p>

(5) 東京都出張

出張日程	令和3年11月8日(月)～11月10日(水)
出張者	事務局 大館市産業部林政課 千葉 泰生
視察先	<p>&lt;11月8日(月)&gt;</p> <p>①林野庁 計画課 訪問・意見交換(千代田区)</p> <p>&lt;11月9日(火)&gt;</p> <p>②一般社団法人日本木造分譲住宅協会 訪問・意見交換(新宿区)</p> <p>③物林(株) 訪問・打合せ・意見交換(江東区)</p> <p>&lt;11月10日(水)&gt;</p> <p>④林野庁 木材利用課 訪問・意見交換(千代田区)</p> <p>⑤東京ガスコミュニケーションズ(株) 訪問・意見交換(新宿区)</p> <p>⑥渋谷区神南ネウボラ子育て支援センター 見学(渋谷区)</p>

(6) 大館北秋田地域林業成長産業化協議会 事業説明会

開催日時	令和4年1月28日(金) 14時～16時半
会場	ルネッサンスガーデンプラザ杉の子 2階 芙蓉の間 ※オンライン(Zoom)同時配信
内容等	(1) 基調講演「これからの森林・林業・木材産業」 講師：秋田県立大学木材高度加工研究所 所長 高田 克彦 氏 (2) 事業説明「大館北秋田地域における林業成長産業化に向けた取組」 説明：大館北秋田地域林業成長産業化協議会事務局 千葉 泰生 (3) 質疑応答

(7) 秋田スギ講座・ワークショップ

開催日時	令和4年1月29日(土)
会場	大館市北地区コミュニティセンター 本館 研修室
出席者数	13名
内容等	(1) 講座『秋田スギ等の精油の抽出・効果について』 講師：秋田県立大学木材高度加工研究所 准教授 澁谷 栄 氏 (2) ワークショップ『秋田スギの蒸留体験とアロマスプレー作り体験』 講師：アロマスクールサロン月ノ雫 代表 畠山 久美 氏

(8) R I N S E I K Y Oセミナー

開催日時	令和4年2月25日(金) 13時半～15時
会場	BURLEY's CLUB (バーリーズクラブ) ※オンライン(Zoom)同時配信
内容等	講演「林業成長産業化に向けた新しい森林・林業・木材産業について」 講師：物林株式会社 新事業推進部 部長 大貫 肇 氏

③イベント等への出展・協賛・後援等

(1) 「大館市生涯学習フェスティバル」への出展

開催日程	令和3年9月26日(土)～27日(日)
主催	大館市生涯学習推進本部
会場	大館市中央公民館アリーナ(大館市)
内容等	「ウッド・チェンジ!木づかい推進コーナー」 ・木材知識・研究成果紹介コーナー

(2) 森林づくり講演会(後援)

開催日時	令和4年2月5日(土) 15時～17時
主催	大館市
会場	秋田職業能力開発短期大学校 207教室
内容等	講演「森と暮らしの回復論～森と暮らしの未来～」 講師：株式会社日本総合研究所創発センター シニアスペシャリスト 山水郷ディレクター 井上 岳一 氏

### 3. 地域構想重点プロジェクトに関する事業

#### ①委託事業

##### (1) 秋田県大館北秋田地域 林業成長産業化地域構想推進・進捗管理業務

受注者	能代市字海詠坂11番地1 森林資源バイオエコノミー推進機構株式会社 代表取締役 高田 克彦
期間	令和3年5月20日 から 令和4年3月25日 まで
契約額	¥2,090,000-
委託内容	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>大館北秋田地域において、林業成長産業化地域構想に掲げる重点プロジェクトの推進及び大館北秋田地域林業成長産業化に向けたロードマップに掲げる対策の進捗管理等について委託することを目的とする。</p> <p>&lt;委託内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大館北秋田地域林業成長産業化協議会運営支援（事務局運営）</li> <li>・大館北秋田地域林業成長産業化協議会進捗管理（幹事会・部会運営）</li> <li>・計画実行監理（秋田県大館北秋田地域 森林資源循環利用計画）</li> <li>・打合せ協議（全体業務打合せ協議）</li> </ul>

##### (2) 大館北秋田地域林業成長産業化協議会ホームページ運用保守業務

受注者	大館市御成町四丁目8-74 東光コンピュータ・サービス株式会社 代表取締役 藤盛 公之
期間	令和3年5月20日 から 令和4年3月25日 まで
契約額	¥110,000-
委託内容	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>協議会の管理するホームページを円滑に稼働させ、機能を維持させることを目的とする。</p> <p>&lt;委託内容&gt;</p> <p>○ホームページ作成ツール保守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページコンテンツのバックアップ</li> <li>・システムのリビジョンアップ</li> <li>・ドメインの管理（取得、更新、維持）</li> <li>・サーバの維持管理</li> </ul>

(3) 森林所有者向けパンフレットデザイン作成業務

受注者	大館市御成町四丁目8-74 東光コンピュータ・サービス株式会社 代表取締役 藤盛 公之
期間	令和3年7月9日 から 令和4年3月25日 まで
契約額	¥385,000-
委託内容	<p>&lt;目的&gt; 大館北秋田地域林業成長産業化協議会（以下、「協議会」という）の会員や取組みを広く周知するパンフレットを作成するため、当該パンフレットデザインの立案・作成について委託することを目的とする。</p> <p>&lt;委託内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ビジュアルイメージプランニング</li> <li>2. コンセプト設計・キャッチフレーズ制作</li> <li>3. 画像素材選定</li> <li>4. デザイン素材制作（イラストおよび画像加工等）</li> <li>5. レイアウトデザイン</li> <li>6. コピーライティング</li> <li>7. 校正（6回程度）</li> </ol>

(4) 林内下刈作業車実演会開催業務

受注者	福岡県うきは市吉井町福益90番地の1 株式会社筑水キャニコム 代表取締役 包行 良光
期間	令和3年10月1日 から 令和3年10月29日 まで
契約額	¥154,000-
委託内容	<p>&lt;目的&gt; 大館北秋田地域における再造林率の向上を目指すため、先端技術等を活用した施業の効率化・省力化等の実践的取組への支援を行うことを目的とする。</p> <p>&lt;委託内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 林内下刈作業車実演会開催 1日2回開催（午前の部、午後の部）</li> </ol>

②ソフト対策事業

(1) 林業・木材産業関係資格取得支援（旅費支給）

事業概要	林業・木材産業関係資格取得のための研修会・試験会場への旅費支給
対象	大館北秋田地域における林業成長産業化地域構想及び林業成長産業化に向けたロードマップの取り組みに資する資格
申請者	(有)阿部林業、(有)伊東農園、(有)新林林業、(有)山田造材部、(株)石川組、(株)沓澤製材所、古河林業(株)
旅費支給	延べ人数：64人
事業費	¥1,167,905-

(2) 大館北秋田地域林業成長産業化協議会 会員インタビュー事業

事業概要	大館北秋田地域林業成長産業化協議会の部会及び会員の紹介を目的に、協議会ホームページへの記事掲載のための取材及び記事作成を実施。
対 象	再造林推進部会 (有)島山造林、(有)阿部林業、山一林業(株)
依頼先	島田 真紀子 氏 (フリーライター/大館市)
事業費	¥36,384-

(3) 「地域内エコシステム」構築事業 (応募申請)

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域内エコシステム」の構築に向け、地域が行う実現可能性調査及び地域の関係者による合意形成のための協議会の取組を支援し、全国的な普及を目指すもの。</li> <li>・公募により25地域を選定。</li> </ul>
事業内容	地域協議会の設置・運営支援、実現可能性調査 (F/S調査) の実施、専門家の派遣など
事務局	一般社団法人日本森林技術協会・株式会社森のエネルギー研究所
選定結果	採択 (令和3年7月5日付3日林林第41号) 【書類選考】

4. 地域構想重点プロジェクトに関連するその他の事業 (協議会予算対象外・参考資料)

①ハード対策事業

【H30年度】

(1) 苗木増産プロジェクト

事業主体	(有)伊東農園 (北秋田市)
事業種目	コンテナ苗基盤施設等整備
事業内容	育苗施設1棟、苗採取機械1台、播種機1台、ローラーコンベア22台、コンテナ容器2,500個、トレー2,000枚、その他資材
事業期間	平成30年2月19日～平成30年5月24日

(2) 「秋田の極上品」等秋田スギ利活用プロジェクト

事業主体	(株)沓澤製材所 (大館市)
事業種目	木材加工流通施設等整備
事業内容	木材加工施設装置一式、木材乾燥機2基、その他一式 (高速モルダー、スタッカー装置、モルダー搬送ラインほか)、ショベルローダー1台
事業期間	平成30年2月16日～平成31年1月31日

(3) 木質バイオマス利用促進プロジェクト

事業主体	大館市：ハチ公の駅 (現：秋田犬の里) (大館市)
事業種目	木質バイオマス利用促進施設整備
事業内容	木質資源利用ボイラー (ペレットボイラー) 1台、燃料投入施設1台、熱交換器1台、吸収冷凍機一式、熱利用配管一式
事業期間	平成30年1月23日～平成31年1月31日

【R01年度】

(1) 主伐・再造林一貫作業システム推進プロジェクト

事業主体	(有)山田造材部 (北秋田市)
事業種目	高性能林業機械等の整備
事業内容	・高性能林業機械等の導入 (ロングリーチグラップル 1台)

(2) 苗木増産プロジェクト

事業主体	(有)伊東農園 (北秋田市)
事業種目	コンテナ苗生産基盤施設等の整備
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナ苗生産施設装置等 (散水装置、培土圧入機、苗採取機)</li> <li>・コンテナ苗生産資材 (容器、培地、肥料)</li> <li>・その他 (トレー、農薬、防草シート、寒冷紗)</li> </ul>

事業主体	山一林業(株) (北秋田市)
事業種目	コンテナ苗生産基盤施設等の整備
事業内容	・コンテナ苗生産施設装置等 (散水装置)
事業指標	苗木生産量の増加 約30千本

【R02年度】

協議会関係者該当なし※モデル事業

【R03年度】

協議会関係者該当なし※モデル事業

以上

## 令和3年度 収支決算【予算対比収支決算書】（案）

収入の部 総額	6,029,950 円
支出の部 総額	5,931,751 円
差引残額	98,199 円 (翌年度へ繰越)

## (収入の部)

単位:円

項 目	決算額	当初予算額	補正後予算額	補正後予算 比較増減	内 容
補助金	5,700,000	5,400,000	5,700,000	300,000	林業成長産業化総合対策事業費補助金 (林業成長産業化地域創出モデル事業)
市村会費	260,000	260,000	260,000	0	大館市115,000円、北秋田市 96,000円、上小阿仁村49,000円
繰越金	69,950	69,950	69,950	0	
合 計	6,029,950	5,729,950	6,029,950	300,000	

## (支出の部)

単位:円

項 目	決算額	当初予算額	補正後予算額	補正後予算 比較増減	内 容
謝 金	170,900	135,000	170,900	0	学識経験者、外部専門家等謝金
旅 費	1,703,543	1,923,000	1,763,503	△59,960	会議等出席旅費、調査・研究研修旅費、 林業・木材産業関係資格取得に係る旅費 等
需用費	884,366	582,000	884,366	0	消耗品費、食糧費、印刷製本費、 資料購入費等
役務費	107,172	100,000	107,172	0	通信運搬費、口座振込手数料等
委託料	2,739,000	2,721,000	2,747,919	△8,919	ホームページ保守業務、林業成長産業化 推進業務、パンフレットデザイン作成業 務、下刈作業車実演会開催業務
使用料及び賃借料	188,060	110,000	188,060	0	会議室等使用料、レンタカー・駐 車料金
原材料費	138,710	150,000	159,080	△20,370	早生樹苗木（コウヨウザン、ユリ ノキ）、加工用木材
予備費	0	8,950	8,950	△8,950	
合 計	5,931,751	5,729,950	6,029,950	△98,199	

# 会 計 監 査 報 告

大館北秋田地域林業成長産業化協議会の令和3年度歳入歳出決算について、令和4年4月7日に監査したところ、帳簿ならびに証拠書類は整備されており、その執行は適正と認められましたので、報告いたします。

令和4年4月7日

大館北秋田地域林業成長産業化協議会  
会 長 福 原 淳 嗣 様

大館北秋田地域林業成長産業化協議会

監事 大館北秋田森林組合

代表理事組合長 畠山 清志



監事 秋田県山林種苗協同組合北秋田支部

支部長 黒澤 良勝



## 議案第 4 号

令和 4 年度事業計画案及び収支予算案の承認について

## 令和4年度 事業計画書（案）

### I 事業計画の基本方針

国が進める脱炭素社会の実現に向けては、森林・林業・木材産業に求められる役割は、非常に大きくなってきており、二酸化炭素削減に向けた森林整備や木材利用の更なる推進が必要である。また、大館市においても2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「**ゼロカーボンシティ**」の実現に取り組むことを宣言しており、経済と環境の好循環に向けた施策を講じることとしている。

一方、新型コロナウイルス感染症、ウッドショック、そして、ロシアのウクライナ侵攻等で世界的な物流システムが不安視されており、国産材の強靱なサプライチェーンを構築する必要がある。

大館北秋田地域林業成長産業化協議会は、「**林業成長産業化地域創出モデル事業**」の成果を次世代の森づくりにつなげることを念頭に、**新体制での連携体制を構築**するとともに、大館市の「**ゼロカーボンシティ宣言**」に資する取り組みを展開していくため、大館北秋田地域林業成長産業化協議会における**新たな構想**を策定し、脱炭素社会の構築と更なる林業・木材産業の成長産業化を目指すものとする。

以上の基本方針に基づき、令和4年度は以下の事項を主要な取組みとする。

### ◎新規事項

#### 1 「ゼロカーボンシティ宣言」に資する新たな構想の策定

<構想に掲げる5つの柱（案）>

I 森林資源の「循環の輪」創造に向けた取り組み

II 「新しい林業・木材産業」に向けた取り組み

III 森林資源の地産地消によるまちづくりへの貢献

IV 地産外商による木材産業の競争力向上

V 森林・林業・木材産業の新たな価値づくり

### ○継続事項

2 森林共同施業団地を核とした民国連携に向けた取り組み

3 地産地消・地産外商の促進に向けた新たなネットワークの構築

4 「地域内エコシステム」の構築に向けた取り組みの推進

## II 事業計画

### 1. 基本方針に関する事業

#### ◎新規事項

##### <1 「ゼロカーボンシティ宣言」に資する新たな構想の策定>

5つの柱(案)に関する2050年の地域のあるべき姿を設定し、新たな取り組み等をまとめた構想を策定する。策定作業と並行して、取り組み課題の選定を行い、ワーキンググループ(WG)またはプロジェクトチーム(PT)の立ち上げを行う。

- ・対象者 全会員
- ・策定目標時期 9月末頃
- ・策定作業等 ヒアリング・アンケートによる調査、分野別検討会による意見交換等

#### ○継続事項

##### <2 森林共同施業団地を核とした民国連携に向けた取り組み>

路網の共有、システム販売による協調出荷、森林経営管理制度における集約化への波及効果が期待される国有林との森林共同施業団地(花岡繁沢地域/期間:令和5年3月末まで)について、西側(田代方面)への拡大および期間延長を検討する。

- ・対象者 主に森林組合、素材生産、森林所有者など
- ・検討時期 令和5年3月末まで
- ・検討作業等 WG等の立ち上げ、現地調査、意見交換等

##### <3 地産地消・地産外商の促進に向けた新たなネットワークの構築>

公共・民間の建物への地元産材の供給体制構築に向けた“地産地消”の取り組みと渋谷区や都市部企業等との連携に向けた“地産外商”の取り組みを進める。

- ・対象者 主に木材流通、木材加工、住宅事業、建築設計など
- ・時期等 令和5年3月末まで
- ・取組等 WG等の立ち上げ、意見交換、補助事業エントリー等
- ・その他 森林認証材のサプライチェーン構築(事務局提案事業/地産外商)ほか

##### <4 「地域内エコシステム」の構築に向けた取り組みの推進>

小規模な木質バイオマスエネルギーの熱利用、または熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に循環させる仕組みの構築に向けた取り組みを進める。

- ・対象者 主に森林組合、素材生産、木材流通、木質バイオマス、建築設計など
- ・時期等 令和5年3月末まで
- ・取組等 WG等の立ち上げ、意見交換、補助事業エントリー等
- ・その他 「地域内エコシステム」モデル構築事業(事務局提案事業/地産地消)

## 2. 協議会運営に関する事業

### ①協議会開催（組織図：29ページ参照）

- (1) 総会 事業報告・収支決算、事業計画案・収支予算案等の決定 年1回開催
- (2) 幹事会 総会への報告事項及び議案等作成等 年1～2回開催
- (3) 連絡会議 協議会事業に関する進捗管理や協議等 年2～3回開催
- (4) WG・PT 随時開催

## 3. 協議会活動に関する事業

### ①研修会等開催、調査研究、情報提供に関する事業

会員の経営改善や技術向上、先進事例の調査等の実施、会員への情報提供を進めることを目的とする。

- (1) 研修会等の実施 技術向上に関する研修会、講演会、その他会員が要望する研修等
- (2) 会員への協力 補助事業活用に向けた取組協力、従業員等の交流の場設置等
- (3) 調査研究 先進地調査等
- (4) 情報提供等 ホームページでの情報発信、国や県等が行う研修会等の情報提供
- (5) 情報交換等 他地域関係者との情報交換会の開催等

### ②イベント等への出展・後援等

大館北秋田地域の林業・木材産業PR、協議会の取組み周知等のため、関連イベント等への出展や後援を行う。

## 4. 委託事業

### ①協議会の運営に関する委託事業

#### (1) 大館北秋田地域林業成長産業化協議会運営支援業務【随意契約】

委託内容	林業成長産業化地域構想に掲げる重点プロジェクトの推進及び大館北秋田地域林業成長産業化に向けたロードマップに掲げる対策の進捗管理・実行方法の立案等について委託する。
予算額	¥352,000-
委託予定者	能代市字海詠坂11-1 森林資源バイオエコノミー推進機構株式会社 代表取締役 高田 克彦
随契理由	本業務を実施するにあたってはこれまでの当協議会の取組みや大館北秋田地域の実態について精通していることが必要であり、同法人は当協議会の運営・進捗状況を把握していることから、円滑な業務遂行が可能であると判断されるため。
参考法令等	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・大館市財務規則第136条第1項第1号

議案第4号 令和4年度事業計画案及び収支予算案の承認について

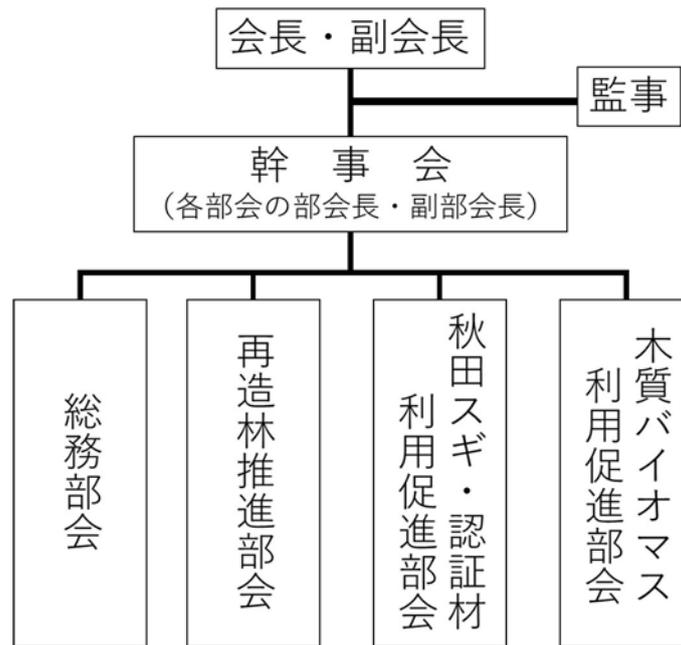
(2) 大館北秋田地域林業成長産業化協議会ホームページ保守業務【随意契約】

委託内容	協議会の管理するホームページを円滑に稼働させ、機能を維持させることを目的に以下について委託する。 <委託内容> ○ホームページ作成ツール保守 ・ホームページコンテンツのバックアップ ・システムのリビジョンアップ ・ドメインの管理（取得、更新、維持） ・サーバの維持管理
予算額	¥110,000-
委託予定者	大館市御成町4丁目8-74 東光コンピュータ・サービス株式会社 代表取締役 藤盛 公之
随契理由	当協議会のホームページ作成は委託予定者が実施しており、安定的な運用が必要なため。
参考法令等	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・大館市財務規則第136条第1項第1号

(3) その他会員の事業活動や地元への普及対策等の必要な委託事業（随時）

以上

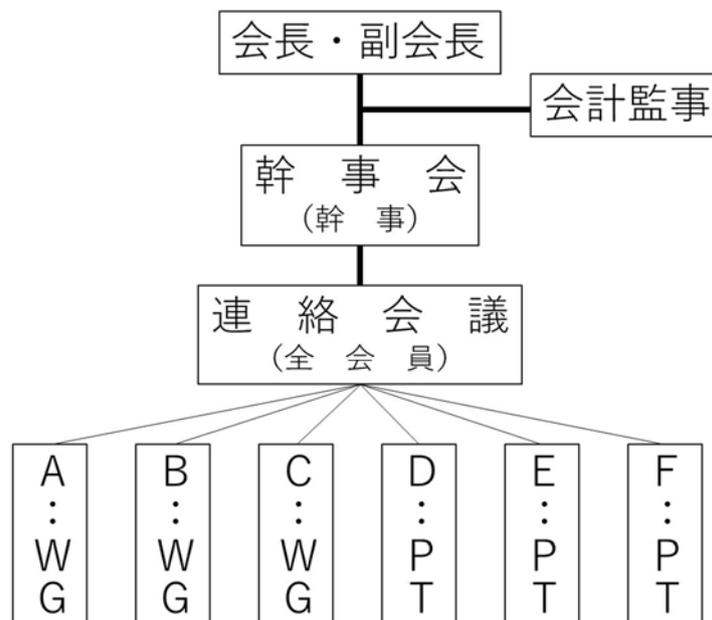
旧・組織図（平成29年度～令和3年度）



オブザーバー：幹事会、各部会に参加

※各部会については分野毎にメンバーを固定化

新・組織図（令和4年度～）



オブザーバー：總會以外は必要に応じて出席要請

※WG・PTについては分野を固定せず、手上げ方式でメンバーを設定する。

※WG・PTについて会員自らが設置の提案をできるような仕組みを検討中。

## 令和4年度 収支予算（案）

収入の部 総額	1,248,199 円
支出の部 総額	1,248,199 円
差引残額	0 円

## （収入の部）

単位:円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	内 容
補 助 金	0	5,700,000	△5,700,000	
市村会費	1,150,000	260,000	890,000	大館市1,150,000円
繰越金	98,199	69,950	28,249	前年度より繰越金
合 計	1,248,199	6,029,950	△4,781,751	

## （支出の部）

単位:円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	内 容
謝 金	64,000	170,900	△106,900	学識経験者、外部専門家等謝金
旅 費	150,000	1,763,503	△1,613,503	会議等出席旅費、幹事会費用弁償等
需用費	310,000	884,366	△574,366	消耗品費、資料購入費等
役務費	150,000	107,172	42,828	通信運搬費、口座振込手数料等
委託料	462,000	2,747,919	△2,285,919	協議会運営支援業務、協議会ホームページ保守業務
使用料及び賃借料	100,000	188,060	△88,060	会議室等使用料
原材料費	10,000	159,080	△149,080	加工用木材等
予備費	2,199	8,950	△6,751	
		0	0	
合 計	1,248,199	6,029,950	△4,781,751	

議案第5号

会長への委任事項について

## 会長への委任事項について

事業計画並びに収支予算について、国・秋田県・大館市・その他団体等からの補助事業及び軽微な変更が生じた場合は、会長へ一任されたい。

議案第6号

特別会員の入会について

## 特別会員の入会について

次の者について、大館北秋田地域林業成長産業化協議会規約第5条第4項に基づき、特別会員としての入会について承認されたい。

住所	会員名	権利
秋田県鹿角市花輪字荒田 4 番地 1	鹿角市長 関 厚	協議会活動への参加、協議会 からの情報提供
秋田県鹿角郡小坂町小坂字 上谷地 41 番地 1	小坂町長 細越 満	協議会活動への参加、協議会 からの情報提供

そ の 他

参 考 資 料

○会員名簿（令和4年度～）

<継 続>

・会員

No.	区分	名称
1	森林組合	大館北秋田森林組合【北秋田市】
2	素材生産者	(有)阿部林業【大館市】
3	素材生産者	(有)畠山造林【大館市】
4	素材生産者	(有)花田造材部【大館市】
5	素材生産者	(有)伊東農園【北秋田市】
6	素材生産者	(有)新林林業【北秋田市】
7	素材生産者	(有)山田造材部【北秋田市】
8	素材生産者	山一林業(株)【北秋田市】
9	素材生産者	小林林業【上小阿仁村】
10	素材生産者	(株)石川組【鹿角市】
11	製材・加工事業者	遠藤林業(株)【大館市】
12	製材・加工事業者	(株)沓澤製材所【大館市】
13	製材・加工事業者	藤島木材工業(株)、藤島林産(株)【北秋田市】
14	製材・加工事業者	ニツ井パネル(株)【北秋田市】
15	製材・加工事業者	古河林業(株)【北秋田市】
16	木質バイオマス事業者	北秋容器(株)【大館市】
17	木質バイオマス事業者	VOLTER AKITA(株)【北秋田市】
18	木質バイオマス事業者	KSウッドソリューション(株)【上小阿仁村】
19	木材流通事業者	物林(株)【東京都江東区】

・オブザーバー

No.	区分	名称
20	苗木生産者	秋田県山林種苗協同組合北秋田支部【鹿角市】
21	家具・工芸事業者	大館曲げわっぱ協同組合【大館市】
22	行政	米代東部森林管理署【大館市】
23	行政	米代東部森林管理署上小阿仁支署【上小阿仁村】
24	行政	秋田県北秋田地域振興局【北秋田市】

・アドバイザー

No.	区分	名称
25	学識経験者	秋田県立大学木材高度加工研究所【能代市】

・事務局

No.	区分	名称
26	行政	大館市

<新規>

・会員

No.	区分	名称
27	素材生産者	(有)高橋造林【大館市】
28	素材生産者	(株)リンショウ【大館市】
29	素材生産者	(株)西村林業【鹿角市】
30	素材生産者	(有)中村造林【小坂町】
31	苗木生産者	佐々木農園（佐々木 正一）【大館市】
32	苗木生産者	杉沢農園（杉沢 満）【大館市】
33	苗木生産者	三浦農園（三浦 惣弘）【大館市】
34	苗木生産者	渡部種苗園（渡部 義直）【大館市】
35	苗木生産者	(株)黒澤苗畑事業所【鹿角市】
36	苗木生産者	錦木ワークセンター【鹿角市】
37	製材・加工事業者	秋田ウッド(株)【大館市】
38	製材・加工事業者	昭和木材(株)東北支店【大館市】
39	家具・工芸事業者	(株)大館工芸社【大館市】
40	家具・工芸事業者	(有)柴田慶信商店【大館市】
41	家具・工芸事業者	(有)日樽【大館市】
42	家具・工芸事業者	H O L T O【北秋田市】
43	木質バイオマス事業者	(株)タクミ電機工業【大館市】
44	木材流通事業者	秋田原木市場(株)【大館市】
45	住宅事業者	(株)秋田ホーム【大館市】
46	住宅事業者	(有)石川建築【大館市】
47	住宅事業者	(株)太田建築工房【大館市】
48	住宅事業者	大館桂工業(株)【大館市】
49	住宅事業者	(有)坂忠工務店【大館市】
50	住宅事業者	直洋建設(株)【大館市】
51	住宅事業者	殿村工務店【大館市】
52	住宅事業者	(有)ハセベホーム【大館市】
53	住宅事業者	丸山建設(株)【大館市】
54	住宅事業者	三浦木材(株)【大館市】
55	住宅事業者	(株)みらいえ工房【大館市】
56	住宅事業者	(株)ヤナギヤ【大館市】

57	住宅事業者	(株)ワイズホーム【大館市】
58	建築設計事業者	秋田県建築設計事業（同）【大館市】
59	建築設計事業者	アトリエ105【大館市】
60	建築設計事業者	(有)アトリエ建築設計室【大館市】
61	建築設計事業者	佐藤構造設計【大館市】
62	建築設計事業者	設計チームおおだて（同）【大館市】
63	建築設計事業者	(株)田中建築設計事務所【大館市】
64	建築設計事業者	(株)恒谷汲川建築設計事務所【大館市】
65	建築設計事業者	二級なるみ建築設備設計事務所【大館市】
66	建築設計事業者	三浦建築アトリエ(株)【大館市】
67	建築設計事業者	M I U R A 設計室【大館市】
68	建築設計事業者	(有)ミラ企画設計室【大館市】
69	建築設計事業者	むりん庵 一級建築士事務所【大館市】
70	建築設計事業者	庸五建築事務所【大館市】
71	I T ・ I C T 関連事業者	東光鉄工(株)【大館市】
72	I T ・ I C T 関連事業者	東光コンピュータ・サービス(株)【大館市】

・オブザーバー

No.	区分	名称
73	教育	秋田県立比内支援学校
74	行政	秋田県鹿角地域振興局【鹿角市】

・特別会員

No.	区分	名称
75	行政	鹿角市
76	行政	小坂町

○総会以降の取り組みについて

**<令和4年度総会後の構想策定までのスケジュール予定>**

- 6月 連絡会議（分野別）開催※AM・PMの1回ずつ開催を想定  
⇒「森林整備・素材生産」、「苗木生産」、「木材（建材）加工・流通」、「家具・伝統的工芸品」、「木質バイオマス」、「住宅事業・建築設計」の6分野
- 7月 ヒアリング、構想案作成
- 8月 構想案に関する意見聴取（アンケート）
- 9月 連絡会議（全体）開催：構想案の説明、構想策定

**<WG・PT設置例>**

- WG ・森林認証材サプライチェーン構築WG（素材生産・木材加工・木材流通）  
・地域内エコシステム構築WG（素材生産・木質バイオマス・建築設計）  
・森林共同施業団地WG（森林整備・素材生産・苗木生産）  
・広葉樹活用促進WG（森林整備・素材生産・木材加工・木材流通）  
・森林経営管理制度推進WG（森林整備・素材生産・苗木生産）
- PT ・木材製品販路開拓PT（木材加工・木材流通）  
・住宅等地域材利用促進PT（木材加工・木材流通・住宅事業・建築設計）

など